

特許ニュース

令和7年 10月10日(金)
(2025年)

No. 16483 1部377円(税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話] 03-3502-5493

特許ニュースは

● 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

目次

☆ 知財の常識・非常識 ⑤8

仮処分の手続—特許権侵害差止仮処分を中心に— (1)

☆ [春宵一刻] 空白の四世紀と葛城襲津彦 (8)

知財の常識・非常識 ⑤8

仮処分の手続

— 特許権侵害差止仮処分を中心に —

桜坂法律事務所

弁護士・弁理士 岡田 健太郎

第1 はじめに

特許権をはじめとする知的財産権が侵害されたと考えられる場合、まずは任意の交渉で解決しようと思いますが、それでも解決できないときには、権利者側としては、裁判所に対する法的な手続を検討することになります。このとき考えられる主な手続としては、特許権の侵害の場合でいえば、特許権に基づ

き侵害行為の差止を求める特許権侵害差止請求訴訟や、特許権侵害により被った損害の賠償を請求する損害賠償請求訴訟などが挙げられますが¹、これに加えてよく用いられるのが、特許権侵害差止の仮処分を裁判所に申し立てる方法です。

特許権侵害差止仮処分は、民事保全法という法律に規定された民事保全手続の一種である、仮の地位

SUN・GROUP

企業経営や事業に貢献する
グローバルな知財戦略のプロ集団

弁理士法人 藤本パートナーズ 会長 弁理士 藤本 昇 (機械・意匠・知財紛争・訴訟・鑑定・契約)

所長 弁理士 中谷 寛昭 (化学)

東京オフィス所長 弁理士 野村 慎一 (意匠・国際)

【大阪本社】

〒542-0081 大阪市中央区南船場1-15-14
堺筋稲畑ビル2階(総合受付2階)

【東京オフィス】

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-1-8
麹町市原ビル3階

【URL】

<https://www.sun-group.co.jp>



【パートナー弁理士】

弁理士 小山 雄一(特許・国際)
弁理士 北田 明(機械・制御)
弁理士 石井 隆明(意匠・不競法)
弁理士 田中 成幸(商標)
弁理士 白井 里央子(商標・不競法・国際)
弁理士 横田 香澄(東京オフィス・化学)

【アソシエイト弁理士】

弁理士 大川 博之(機械・制御) 弁理士 久米 裕二(化学)
弁理士 久米 哲史(化学・国際) 弁理士 松本 一将(東京オフィス・化学)
弁理士 北村 七重(意匠・国際) 弁理士 岸本 高史(東京オフィス・ソフトウェア)
弁理士 道慶 一豊(化学) 弁理士 小寺 寛(化学)
弁理士 藤本 賢佑(機械・制御) 弁理士 大西 佑樹(意匠)
弁理士 平松 拓郎(化学) 中国弁理士 展 馨(機械・国際)
弁理士 石川 皓平(意匠)

【大阪】TEL:06-6271-7908 FAX:06-6271-7910 【東京】TEL:03-3237-3998 FAX:03-3237-3997 [E-mail] info@sun-group.co.jp

株式会社ネットス 内外国の知財情報の調査・IPランドスケープ・知財情報の加工・解析・翻訳

代表取締役社長 藤本 周一

取締役 田村 勝宏 取締役 川原 丈夫

【大阪】TEL:06-6261-2990 FAX:06-6261-2993

【東京】TEL:03-3237-4390 FAX:03-3237-4391

[E-mail] nets@sun-group.co.jp

株式会社パトラ 知財教育・PBS・外国法務

リーダー
高橋 晋央里

【大阪】TEL:06-6271-2383 FAX:06-6271-7910

【東京】TEL:03-3237-3998 FAX:03-3237-3997

[E-mail] patra@sun-group.co.jp

を定める仮処分という種類の仮処分であり(民事保全手続の類型は後述します。)、争いがある権利関係について、債権者²に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるために、暫定的な措置(侵害行為の差止など)を求めることができる手続です。

特許権侵害差止仮処分がよく利用される理由としては、①仮処分決定が出るまでの時間が比較的早いこと、②仮処分決定が出れば、訴訟で勝訴したのと同様に侵害行為を止められること、③手続を進めるための費用が安いことが挙げられます。

①に関しては、一般論でいえば、民事保全手続は通常の訴訟手続よりも迅速な手続であるとされていますが、特許権侵害差止仮処分は、仮処分決定によって債務者³が製造販売行為を止めなければならなくなるという重大な不利益を被ることになるので、債務者にも十分な主張を尽くさせることが必要になり、必ずしも通常の訴訟よりも審理のスピードが早いというわけではありません。もっとも、差止と損害賠償を求めて訴訟(差止訴訟のことを仮処分との関係で「本案訴訟」といいます。)を提起するとともに、差止の仮処分を申し立てた場合を考えると、本案訴訟は、裁判所が侵害論の審理をして侵害の心証を持った時には、侵害の心証開示をして損害論の審理に進むため、すぐに判決は出ませんが、仮処分の方は、裁判所が侵害の心証を持った時点で仮処分決定が出ることになるため、仮処分の方が早く販売の差止という結果を得ることができることになります。

②に関しては、仮処分決定が出るとそれに基づく執行手続もすることができるため、債務者は製造販売を止めなければならなくなります。これにより、差止請求の本案訴訟で勝訴判決が確定したとき効果と同じ効果が得られることになります。しかも、差止請求の本案訴訟の場合、第一審判決に仮執行宣言が付いていれば、原告は、第一審の判決が出た時点で仮執行宣言に基づいて強制執行をすることができますが、被告は、第一審判決に控訴をするとともに判決の執行停止の申立てをすることによって、第二審の審理が終わるまで強制執行を停止することができます。結果として、第一審判決が出て、製品の販売が止まらないということも起こります。これに対して、仮処分の場合、差止の仮処分決定に対しては、執行停止の申立てをすることができず、執行停止が

認められることは容易ではありません。このように、差止の仮処分手続は、強い効力を持つ手続であるといえます。

③に関しては、差止請求訴訟を提起する場合、通常の場合は被告の年間売上推定額などをもとにして訴訟物の価格を算定し、それをもとに裁判所に支払う手数料額が算出されるため、被告の売上額が大きい場合には、その分、手数料額が大きくなります。これに対して、差止の仮処分の場合には、売上額などに関わらず、一律2000円で申し立てることができます。仮処分決定が出る段階では、別途、担保金の供託が必要になりますが、とりあえず安い費用で手続を進めることができるという点で、権利者側に利用しやすい制度になっています。

今回は、実務上よく利用される特許権侵害差止仮処分を中心として、仮処分の手続について、実務や法制度の説明をしていきたいと思います。

第2 仮処分とは

1 民事保全手続の概観

民事保全法に規定された民事保全手続には、大きく分けて、仮差押え、係争物に関する仮処分、仮の地位を定める仮処分という3つの種類の手続があります(民事保全法1条参照)。

仮差押えは、債権者の金銭債権による将来の強制執行などを実効的なものにするために、債務者が財産を処分することを禁止して、債務者の財産を確保しておくものです(民事保全法20条)。例えば、貸金債権を持っている債権者は、貸金債権請求訴訟で勝訴すれば、債務者の保有する財産(例えば不動産)に対して強制執行をしてお金を回収することができますが、訴訟が長くかかる間に債務者が不動産を第三者に売却して受領した代金を費消してしまえば、強制執行が空振りに終わる可能性があります。そこで、訴訟を起こす前に、債務者の保有する不動産を仮差押えすることで、債務者が第三者にその不動産を売却することを禁止し、債権者が、将来、強制執行で債務者の財産が無くなることを防ぐことができます。

係争物に関する仮処分は、係争中の特定物(非金銭債権)に対する債権者の引渡請求権や登記請求権の実現を確保するため、債務者による当該特

定物の処分を制限する手続です(民事保全法23条1項)。例えば、賃貸中の建物において家賃の不払が続いているため、賃貸人(債権者)が賃借人(債務者)に対して建物明渡請求訴訟を起こす場合に、賃借人(債務者)が勝手に第三者に建物の占有を移すことを防ぐために、債権者が債務者を相手に申し立てる占有移転禁止の仮処分や、債権者が登記手続請求権を保全するために債務者を相手に不動産の転売等を禁止する処分禁止の仮処分が例として挙げられます。仮の地位を定める仮処分は、前述したとおり、争いのある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるために、暫定的に必要な措置を命じる手続です。仮の地位を定める仮処分は、特許権侵害差止仮処分の他に、名誉侵害やプライバシー侵害を理由とする出版禁止の仮処分、発信者情報の開示を命じる仮処分などがあります。

これらの民事保全手続に共通するのは、「本案」の存在を前提としていることと、あくまでも暫定的な措置であるという点です。仮差押えは、金銭債権という本案の権利の実現を保全するために暫定的に債務者の財産を確保しておく手続であり、係争物に関する仮処分は、特定物(非金銭債権)に対する債権者の引渡請求権や登記請求権という本案の権利の実現を保全するために暫定的に占有の移転や転売等の処分を禁止する手続です。また、仮の地位を定める仮処分も、特許権に基づいて差止を求める法的地位にあるという本案の権利関係について、債権者が債務者に対して訴訟をしている場合は著しい損害や急迫の危険があることから、暫定的に、侵害行為を差し止めるという措置を命じる手続です。

このように、本案についての訴訟の前段階として、暫定的な措置を求めるのが民事保全手続の特徴です。

2 仮処分の審理

(1) 口頭弁論ではなく「審尋」

仮処分手続をはじめとする民事保全手続は、通常の訴訟手続とは異なり、口頭弁論を経ないことができる(民事保全法3条)とされており、裁判所は、「判決」ではなく、「決定」

という形で結論を出すことになります。

口頭弁論を経ない民事保全手続において、当事者の意見を聴く手続として予定されているのが、「審尋」の手続です。審尋は、当事者の主張を聞いて整理する手続であり、特許権侵害差止仮処分において行われる審尋は、債権者と債務者の双方が立ち会って、口頭で双方の主張や疎明資料について整理をする、弁論準備手続に近い手続です。特許権侵害差止仮処分のような仮の地位を定める仮処分においては、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、仮処分命令を発令することができないとされており(民事保全法23条4項)、債権者だけでなく、債務者も立ち会った、当事者対席の審尋期日が行われます。

これに対して、仮差押えや係争物に関する仮処分(占有移転禁止の仮処分、処分禁止の仮処分)は、債務者に知られると債務者が財産隠しなどの対抗手段に出てくる可能性があるため、通常、債務者に知らせることなく手続を進めます(密行性のある手続であるといわれます。)。したがって、これらの手続では、審尋は債権者に対してだけ行われ、債務者は立ち会いません。裁判所は、債権者の審尋を行って、疎明資料などがあれば補充を指示したりします。

審尋は、当事者の意見を聞いて事件を整理する手続であり、証人尋問などの証拠調べ手続は行うことはできません。

(2) 証明ではなく「疎明」

通常の裁判においては、立証すべき事実(要証事実)については、「証明」することが要求されています。「証明」とは、裁判官が要証事実の存在につき確信を抱いた状態、あるいは、確信を得させるために証拠を提出する当事者の行為のことをいいます。確信の程度については、通常人が合理的な疑いを容れない程度の心証であると解されています。

これに対し、民事保全手続においては、「保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性は、疎明しなければならない。」(民事保全法13条2項)とされており、「証明」ではなく、「疎明」で

足りるとされています。「疎明」とは、事実の存在が一応確からしいといった、確信よりも低い心証の状態、あるいは、それを得させるために証拠を提出する当事者の行為のことをいいます。

通常の裁判所においては、原告は甲第○号証、被告は乙第○号証として証拠(書証)を提出しますが、民事保全手続の場合には、債権者は疎甲第○号証、債務者は疎乙第○号証として提出し、提出した証拠のことを「疎明資料」というのが一般的です。

また、疎明の場合には、即時に取り調べるのできる証拠によらなければならないとされており(民事訴訟法188条)、文書提出命令の申立てや文書送付嘱託の方法による書証の提出は時間がかかるため許されませんし、もし口頭弁論を開いた場合であっても、証人尋問や本人尋問においてその場に在廷していない証人を呼び出すことはできません。

なお、一般論としては、疎明は証明よりも低い程度で足りるということになりますが、仮の地位を定める仮処分の場合(特に特許権侵害差止仮処分の場合)には、債務者が通常事件で敗訴するのと同等の不利益を被るため、仮処分決定を出すためには、通常の民事訴訟の請求認容の場合と同程度の心証が必要であるとされています。このような仮の地位を定める仮処分や特許権侵害差止仮処分の特徴については、後述します(第2の「3 満足的仮処分について」、第3の「4 特許権侵害差止仮処分の性質(債権者と債務者の置かれている状況)」参照)。

(3) 疎明の対象(保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性)

民事保全手続において債権者が疎明する対象は、「保全すべき権利又は権利関係」と「保全の必要性」です(民事保全法13条2項)。

「保全すべき権利」は、被保全権利とも言われ、本案訴訟において審判対象となる請求権のことを指します。仮差押えであれば、金銭債権(代金支払請求権や貸金返還請求権など)ですし、係争物に関する仮処分であれば、賃貸借契約終了に基づく明渡請求権(占有移転禁止の仮

処分)や、売買契約に基づく移転登記請求権(処分禁止の仮処分)などを指します。特許権侵害差止仮処分における被保全権利は、特許権に基づく差止請求権です。

また、「保全の必要性」は、民事保全に特有の要件であり、仮差押えであれば、金銭債権(被保全権利)について債務名義が取得されるのを待っていたのでは、強制執行をすることができなくなるおそれがあるか、又は強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあることをいいます(民事保全法20条1項)。また、係争物に関する仮処分であれば、その現状の変更により、債権者が権利を実行することができなくなるおそれがあるか、又は、その現状の変更により、権利を実行するのに著しい困難を生ずるおそれがあることをいい(民事保全法23条1項)、仮の地位を定める仮処分であれば、争いがある権利関係について債権者に生じる著しい損害又は急迫の危険を避けるために必要があることをいいます(民事保全法23条2項)。

被保全権利や保全の必要性は、債権者の側で疎明する必要がある、民事保全の審理の主な内容は、被保全権利や保全の必要性の有無についての審理ということになります。

(4) 本案訴訟との関係

民事保全手続は、本案の存在を前提としていると述べましたが、仮処分手続を申し立てる時において、必ずしも本案の訴訟を提起している必要はありません。本案の訴訟を提起しないまま、仮処分手続において仮処分決定が出るということもあります。

もっとも、仮処分決定が出た後、いつまで経っても本案の訴訟を提起しないという事態は、仮処分が本案の実効性を図るための暫定的な手続であるという制度目的からして好ましいことではないので、債務者が仮処分決定(保全命令)を出した裁判所に申し立てることによって、裁判所が債権者に対して一定の期間内に本案の訴えを提起するように命じることができます(民事保全法37条。これを「起訴命令」といいます。)

(5) 担保

民事保全手続は、本案の結論が出るまでの暫定的な手続であり、後日の本案訴訟で結論が覆される可能性を含んでいることや、証明ではなく疎明で足りるとして迅速に判断していることなどから、違法、不当な保全処分の執行によって債務者が受けるであろう損害を担保するために、債権者に担保を立てさせたいと、保全命令を出しています(民事保全法14条)。

民事保全手続において、債権者に担保を立てさせるのは、上述したように債務者の損害賠償請求権の担保を第一の目的としています。債権者に担保を立てさせることは、濫用的な保全命令の申立てを抑止する機能もあるといわれています。

担保の金額は、債務者の売上などを考慮して、裁判所が決めることになります。

担保の金額が決まると、その金額が債権者に通知され、債権者は、その金額を法務局に供託します。供託が完了すると、法務局が、供託したことの証明となる「供託書」を債権者に発行します。債権者が供託書を裁判所に持っていくと、保全命令(仮処分の場合には仮処分決定)が出るようになります。

(6) 民事保全を申し立てる裁判所

民事保全を申し立てるべき裁判所について、民事保全法12条1項は、「保全命令事件は、本案の管轄裁判所又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。」と規定しています。

もっとも、本案の訴えが、民事訴訟法6条1項に規定する特許権等に関する訴えである場合には、本案の管轄裁判所が管轄することになっています(民事保全法12条2項)。

東京地裁や大阪地裁において特許権侵害差止仮処分を申し立てると、知的財産権部(東京地裁であれば、民事29部、40部、46部、47部)に係属します。

3 満足の仮処分について

民事保全は、本案の権利の実現を保全したり、

本案の権利関係について仮の地位を定めたりするものですが、特に仮の地位を定める仮処分の中には、仮処分決定が出ることにより、本案で勝訴したのと同じ効果を生じるものがあり、そのような仮処分のことを「満足の仮処分」といいます。特許権侵害差止仮処分も満足の仮処分の一つであり、仮処分が認められることによって、侵害行為を差し止めることができ、本案訴訟の勝訴と同じ効力を得ることができます。

満足の仮処分は、仮処分が認められた場合に債務者が被る不利益が甚大になることも多いため、特に保全の必要性は高度のものが要求されますし、疎明といっても実際には本案訴訟の証明と同程度の立証が要求されることになります。

また、特許権侵害差止仮処分の場合には、競争制限的な性質を持っていることからさらに考慮すべき事情がありますが、この点は後記の第3の4において述べたいと思います。

第3 特許権侵害差止仮処分の審理

1 申立段階における債権者の選択肢

前述したとおり、仮処分は本案の存在を前提としていますが、仮処分を申し立てる時点で本案訴訟を提起している必要はないため、自己の特許権を侵害されていると考える債権者は、特許権侵害差止請求訴訟を提起することなく、特許権侵害差止仮処分のみを申し立てることができます。

また、本案である特許権侵害に基づく差止請求に加えて損害賠償を請求する訴訟を提起したうえで、特許権侵害差止仮処分も並行して申し立てるというケースもよく見られます。

さらに、特許権侵害に基づく差止請求か、損害賠償請求のどちらかだけを提起し、特許権侵害差止仮処分を併せて申し立てるというケースもたまに見られます。

2 審理手続

本案訴訟の提起と仮処分の申立ての両方をした場合、本案訴訟と仮処分事件は、同じ担当部の同じ裁判体に係属するのが通例です。そして、多くのケースでは、本案訴訟の弁論準備期日と同じ日時に、仮処分事件の審尋期日を設定し、事実上、

同時並行で手続を進めています。

前述したとおり、民事保全手続における疎明は、即時に取り調べることができる証拠によってしなければならない(民事訴訟法188条)という制約はありますが、基本的に本案訴訟で提出できる書証は、仮処分事件においても疎明資料として提出することができます。

なお、現在では、本案訴訟では、mintsというインターネット経由の電子提出が大半になっていますが、仮処分手続ではいまだにmintsを使用することができず、書面を裁判所の指定する部数ブリーントアウトして紙媒体として提出する必要があります。SDGsが世間で周知されている現代社会において、紙媒体を何部もブリーントアウトさせて提出させるのはさすがに時代遅れと言われてもやむを得ないのではないかと思いますので、早期に仮処分手続においても電子提出が認められることが望まれます。

仮処分事件では、本案訴訟と同じく、技術説明会を行うこともできます。本案訴訟と仮処分が同時並行で進んでいる場合には、事実上、一つの技術説明会によって進められることが一般的です。

裁判所は、本案訴訟と仮処分を並行して審理を進め、請求に理由がない(非侵害)という心証を持った場合には、本案訴訟について棄却判決を出すとともに、仮処分について却下決定を出します。

裁判所は、請求に理由がある(侵害)という心証を持った場合には、本案訴訟については(損害賠償の請求をしていれば)損害論の審理に移行します(最近では中間判決を出すことなく、侵害の心証開示をした後、損害論に移行するケースが大半であると思われます。)。仮処分については、担保の金額を決めて、債権者に担保を立てさせうえで、仮処分決定を出します。

3 審理対象

民事保全手続における審理対象は、前述したとおり、被保全権利の存否と、保全の必要性の存否です(民事保全法13条)。

特許権侵害差止仮処分における被保全権利は、特許権に基づく差止請求権であり、特許権に基づく差止請求権の存否を審理するにあたって中心的

な争点となるのは、債務者製品(ないし債務者方法)が、債権者の特許発明の技術的範囲に属するか否か(充足論)と、債権者の特許権に無効理由があるか否か(無効論)です。すなわち、本案訴訟である特許権侵害差止請求訴訟と中心的な争点は同じです。

したがって、本案訴訟と仮処分事件が並行して進んでいるケースの場合は、本案訴訟で提出した準備書面とほぼ同じ内容で、仮処分の主張書面を提出しますし、本案訴訟で提出した書証と同じものを仮処分の疎明資料として提出します。

仮の地位を定める仮処分においては、「債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするとき」に仮処分命令を出すことができるかとされていますので(民事保全法23条2項)、特許権侵害差止仮処分における保全の必要性の審理は、本案訴訟により結論が出ることを待っているのは債権者に著しい損害又は急迫の危険が生じるといえるかどうかを審理することになります。この要件の審理は、債務者の売上の減少や価格の引き下げの状況、債権者による売上の状況、市場における競合の状況などを考慮して判断されます。

4 特許権侵害差止仮処分の性質(債権者と債務者の置かれている状況)

前述のように、特許権侵害差止仮処分は、満足の仮処分と呼ばれる種類の仮処分であり、本案訴訟で勝訴したのと同じ結果が得られる仮処分であるといえます。また、それに加えて、特許権侵害差止仮処分は、債権者と債務者の置かれている状況について、以下の点を指摘することができます。

例えば、債権者の土地の上に、無権限の者が勝手に建物を建築しようとしているため債権者が所有権に基づく妨害排除請求をするケースについて考えてみると、債権者の土地所有権という物権が、土地の上に建築される建物によって、現に妨害され、債権者の土地が自由に使えなくなるという状況が生じます。これに対し、特許権の侵害行為が行われるケースでは、債権者の製品の製造や販売自体が直接に妨害されているわけではなく、債権者は自由に製造行為や販売行為を行うことができ

ます。債権者は、債務者による特許権の侵害行為（債務者が債務者製品を製造、販売する行為）によって、競争関係に立たされ、債務者の製品が売れることによって債権者の製品の売上が下がったり、値下げを余儀なくされる、という形で間接的に損害を受けることになります。土地の所有権の場合と比較すると、使用処分ができなくなるという直接的な不利益ではなく、自己の売上が下がるという間接的な不利益にすぎないということです。これに対し、仮処分が認められた場合に債務者側が被る不利益についてみると、差止の仮処分決定が出ることによって債務者は自らの製品の製造販売をストップしなければならないので、場合によっては会社の存続に関わるような大きな損害が生じる可能性があります。このように、特許権侵害の場合には、差止請求が、競争規制的な機能を有しているとされており（この点を指摘した文献として、牧野利秋「特許権侵害差止仮処分手続の特殊性」（知的財産権訴訟寸考3頁以下・東京布井出版）など）、債権者が被る不利益は競争関係に立つことによって生ずる間接的な損害にすぎないのに対し、仮処分が認められる場合の債務者の損害は、より直接的な損害であり、場合によっては会社の存続を脅かしかねない極めて大きな損害が生ずる場合があります。

この点を踏まえると、特許権侵害差止仮処分においては、誤った判断によって債務者に損害が生じないように細心の注意を払って審理を進める必要があります。仮処分の迅速性を安易に強調して、審理のスピードを速めようとすることによって、誤った判断をしないようにする必要があります。実際には、ほとんどの特許権侵害差止仮処分においては、本案訴訟と同じ慎重さで審理を進め、本案訴訟と同時に進行しているケースが大半であるといえますが、特許権侵害差止仮処分の上記の特質を考えた場合には、そのような進め方は適切であると考えられます。

5 仮処分と本案訴訟との関係

仮処分と本案訴訟とを並行して進める場合には、第一審では、仮処分の結論と本案訴訟の結論は同じ結論になることがほとんどだと思われます

が、本案訴訟は第二審で結論が変わる可能性もあります。

仮処分決定が出て債務者の販売行為を停止した場合に、あとで本案訴訟において差止請求に理由がないことが確定した場合には、債権者側は損害賠償責任を負うことになります。

このように仮処分は迅速に差止という結果を得ることができる反面、もし本案で結論が変わった場合には、損害賠償責任を負担するリスクがあることも充分に考慮しておく必要があります。

6 仮処分の執行

特許権侵害差止仮処分において仮処分決定が出ると、債務者側は製造販売を停止するのが通常ですが、万が一、仮処分決定が出た後も後も債務者が侵害製品の製造販売を続けている場合には、間接強制を申し立てるという方法が考えられます。間接強制は、債務者が義務を履行しない場合に、金銭の支払いを命じることで、債務の履行を促す手続です。

第4 結語

仮処分手続は使い方によっては強力な武器になる手続であり、本案訴訟との組み合わせ方にもいろいろなパターンが考えられる手続です。仮処分を利用する方や仮処分を申し立てられた相手方になった方にとって、本稿が何らかの参考になれば幸いです。

¹ 差止請求と損害賠償請求を一つの訴訟で提起することもできますし、別の訴訟として提起することもできます。

² 仮処分をはじめとする民事保全手続においては、保全処分を求める側を「債権者」といい、その相手方を「債務者」と呼びます。権利関係に争いがある場合であっても、このような呼び方をします。

³ 上記脚注2参照。